

ベトナムにおける販路拡大支援事業企画運營業務委託特記仕様書

1 業務委託名

ベトナムにおける販路拡大支援事業企画運營業務委託

2 事業主体

四日市市

3 委託業務の目的

四日市市は、平成28年8月にベトナム社会主義共和国を訪問し、同国計画投資省（現財務省）外国投資庁およびハイフォン市との間で、経済分野における相互の連携・協力を主な内容とする覚書を締結した。令和8年度に本覚書の締結10周年を迎えることから、これを契機に、ハイフォン市で地場製品の販路拡大イベントや商談会を開催するとともに、市場調査等を含む市内視察を行い、現地ニーズの把握や販路拡大を支援することで、相互の経済交流活動をさらに促進することを目的とする。

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 事業概要

(1) ベトナムにおける販路拡大支援事業参加事業者への事前説明会の開催

- ・開催時期：令和8年6月頃
- ・会場：四日市市内
- ・参加対象：ベトナムにおける販路拡大支援事業に参加意向の事業者

(2) ベトナムにおける販路拡大支援事業の実施

本事業では、四日市市内の企業のベトナム・ハイフォン市への販路拡大を支援するため、以下のア～ウを令和8年11月21日（土）～24日（火）（予定）の連続した4日間で、アは2日間、イ及びウは1日ずつ実施する。

参加対象となる市内企業等は、四日市市内に本社または事業所を置く企業等を想定しており、参加形態は以下の2通りとする。

ア. 四日市フェアの開催

- ・会場：イオンモール ハイフォンレチャン
- ・内容：四日市市の特設ブースを設けて、ベトナムにおける既存の販売経路を有し、かつ販売実績のある四日市市関連商品の販売を行う。なお、試飲試食や体験型イベントについては、販売経路および販売実績の有無を問わず実施し、現地消費者の反応等の情報収集を行いながら四日市市のPRを図るイベントとする。

イ. ハイフォン市現地商談会の開催

- ・形式：商談会会場による対面での面談

※ホテルニッコーハイフォンまたは同規模程度の四つ星ホテル以上の会議室を想定

- ・内容：ベトナム国内での販路開拓のパートナーとなりうるバイヤー企業等とのマッチングを目的に、商談会を実施する。

ウ．ハイフォン市市内視察

- ・内容：ハイフォン市内の主要な商業施設や産業施設などを視察し、現地の市場を調査する。

【参加形態 A：全日程参加】（参加事業者 5 者想定）

主に食関連企業や地場産業関連企業等を想定し、上記ア～ウの全事業に参加する。

【参加形態 B：商談会及び市内視察に参加】（参加事業者 3 者想定）

上記イ及びウの事業に参加する企業を対象とする。

6 委託事業の内容

【共通事項】

(1) 事業全般に係る企画調整及び運営業務（総合企画、事業内容に係る調整、運営管理等）

- ・全体スケジュールについて市と協議のうえ作成すること。

(2) 事業実施報告書の作成

- ・委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を記載すること。

(3) 市内企業の募集

- ・ベトナムにおける販路拡大支援事業に参加する市内事業者は、原則として四日市市が募集するが、事業実施に向けて参加事業者が不足した場合は、追加募集に協力すること。
- ・参加事業者は 8 者を想定するが、8 者を超えた場合の対応について、企画提案書に明示すること（委託料で対応可能な社数の上限、追加費用で対応可能な社数の上限と 1 者あたりの追加経費等）。また、見積書の作成においては委託料の積算を明示するとともに、参加事業者が 8 者に満たない場合の対応について、企画提案書で明示すること（減額の可否、精算方法等）。

【ベトナムにおける販路拡大支援事業参加事業者への事前説明会】※対象：全参加事業者

(1) 事前説明会の実施

- ・参加事業者向けにイベント内容に関する事前説明会を行うこと。なお、事前説明会は市が手配した会場で行うものとする。
- ・ハイフォン市およびベトナムの最新の経済状況、消費トレンド、商習慣、流通チャネル、関連法規等の基礎情報を参加事業者に提供すること。

【四日市フェア】※対象：参加形態 A（全日程参加）の事業者

(1) 商品販売等のサポート

- ・商品の輸出に必要な事務手続き等を行うこと。
- ・商品販売に関しては、参加事業者が必ずしもベトナム現地へ渡航して販売活動を行う必要はなく、委託販売や現地代理人・スタッフによる対応も認められることとする。
- ・サンプルやフェア出展商品の輸送については、正規の手続きをとり、合理的な方法で行うこと。なお、サンプル輸送に係る費用については参加事業者負担とする。

(2) 会場使用に係る関係者との調整業務

- ・フェア開催場所に係る調整、展示装飾、各種手続き等の業務を行うこと。展示装飾の内容については市と相談して決めること。

(3) 会場設営及び搬出入に係る業務

- ・フェアに必要な商品、レジ、資機材、什器類等の手配、保管、設営、撤去等を行うこと。
- ・参加事業者のブースの配置等、会場設営は市と十分に協議すること。
- ・フェア中に必要なベトナム語値札、POPなど、現場で使用する標示物を作成し、会場内での情報提供を充実させること。
- ・商品や参加事業者について効果的にPRするためのベトナム語の広報ツール（例：パンフレット、カタログ、Web用資料など）を作成するとともに、市及び参加事業者が使用可能なPRツールについては、別途利用ができるようにデータ提供を行うこと。

(4) 現地サポートスタッフの手配

- ・参加事業者が渡航する予定であるが、参加事業者と来場者のコミュニケーションをサポートする、日本語及びベトナム語の日常会話が可能な現地サポートスタッフを少なくとも3名手配すること。
- ・通訳者には、出展商品、参加事業者、商談等の必要な情報を事前レクチャーすること。

(5) フェアの効果を高めるための取組

- ・試飲・試食、体験型イベント、オープニングセレモニーなどフェアの効果を高めるための取組を実施すること。内容は市、フェア会場など関係者と協議したうえで決定すること。

(6) 広報の企画、実施に係る業務

- ・フェアの集客を図るため、ウェブサイト、SNS、チラシやポスター等により現地消費者に広く周知すること。
- ・過去に市で作成した海外向けシティプロモーション映像（ベトナム語）を活用すること。

(7) フェア成果の調査・報告

- ・フェア中、来場者にアンケートを行うこと。アンケートの謝礼にノベルティを配布すること。アンケート項目、ノベルティの内容は市と相談して決めること。
- ・フェア終了後、参加事業者にアンケートを行うこと。アンケート項目は市と相談して決めること。
- ・フェア終了後、売上・販売結果をとりまとめ、市及び参加事業者に報告すること。

【ハイフォン市現地商談会】※対象：全参加事業者

(1) 参加事業者へのヒアリング、営業資料等の作成

- ・参加事業者へ商材や商談ニーズ等をヒアリング^{※1}した後、参加事業者と現地企業とのマッチングに必要な営業資料^{※2}の作成をサポートすること（翻訳を含む）。

^{※1} 必要により、本市職員が同席する。

^{※2} 参加事業者の概要を含めた資料とし、市内企業ごとにA4・4枚程度の分量、ベトナム語（又は英語）をそれぞれ作成すること（両表記も可）。

(2) 現地企業のリストアップ、市内企業との事前調整、事前マッチング

- ・参加事業者の商談候補となる現地企業をリストアップし、参加事業者と調整のうえ商談候補先を選定すること。
 - ・現地企業の選定方法や、商談成立に向けたフォローアップ内容（現地企業との事前打ち合わせ等）について提案すること。
 - ・提案にあたっては、応募事業者の持つ現地企業に関する情報やネットワーク、協力団体・機関等を明示し、どのような業種や製品、形態（販売・調達、製造委託、業務提携等）に対応できるかを提案すること。
- (3) 商談の実施
- ・商談会会場を提案し、市と検討協議のうえ決定すること。
 - ・商談会開催場所に係る調整、展示装飾、各種手続き等の業務を行うこと。
 - ・ビジネスレベルの通訳とし、通訳者に担当する双方の企業情報を商談前に提供すること。通訳言語及び人数は提案書に明記すること。
 - ・現地商談の進め方、サポート内容等について提案すること。
- (4) 商談後のサポート
- ・商談後、契約期間内で参加事業者から本事業に係る商談について相談があれば、現地企業との取引に繋がるよう必要なサポートを行うこととし、その具体的なサポート内容を提案すること。
- (5) 商談成果の調査・報告
- ・受託事業者は、商談終了後速やかに、参加事業者と現地企業へアンケートを実施し、その結果について集計を行ったうえで、報告書に記載すること。なお、受託事業者は、アンケート項目を事前に市に示し、承認を得ること。
 - ・受託事業者は、報告書の提出前に市内企業と現地企業へヒアリングを行い、その時点の交渉経過等を把握し、商談の成果・実績と共に報告書に記載すること。

【ハイフォン市市内視察】※対象：全参加事業者

- (1) 視察行程表の作成、調整および実施
- ・参加事業者の商材や進出意向を踏まえ、ベトナム市場およびハイフォン市内の産業環境への理解を深めることを目的とした視察行程表を作成し、市と協議のうえ決定すること。
 - ・視察先として、ハイフォン市内の主要な商業施設や産業施設などを複数選定し、訪問をアレンジすること。その際、選定理由を明確にすること。
 - ・市場に関する専門知識を有する現地ガイドおよびビジネスレベルの通訳を手配し、視察時の円滑なコミュニケーションをサポートすること。
 - ・各訪問先での移動のため、専用車両（ドライバー付き）を1台手配すること。専用車両は、総勢20名が乗車できる車両で、加えて人数分のスーツケース等の荷物が収納できるものとする
- (2) 視察時の同行サポート
- ・視察中は、受託事業者の担当者が参加事業者に同行し、現地での質疑応答や情報収集をサポートすること。

- ・参加事業者が効果的に情報を収集できるよう、必要に応じてヒアリングシート等の活用を支援すること。

(3) 視察結果の共有とフィードバック

- ・視察終了後、参加事業者間での意見交換会を実施し、視察で得られた情報や気づきを共有する場を設けること。
- ・視察結果を分析し、ベトナム市場の現状と参加事業者の販路拡大の可能性に関する考察を報告書に記載すること。

7 業務履行場所

四日市市内及びベトナム国内ほか

8 成果品

事業完了後、事業実施報告書（1部）及びその内容を記録した電子データを令和9年3月31日（水）までに、四日市市工業振興課に提出すること。

※委託事業活動を記録するとともに、全体を総括し考察した内容を記載すること。

※ハイフォン市市内視察結果を分析し、ベトナム市場の現状と参加事業者の販路拡大や投資等の可能性に関する考察を報告書に記載すること。

※ハイフォン市現地商談会終了後速やかに、参加事業者と現地企業へアンケートを実施し、その結果について集計を行ったうえで、報告書に記載すること。

※報告書の提出前にハイフォン市現地商談会参加事業者と現地企業へヒアリングを行い、その時点の交渉経過等を把握し、商談の成果・実績と共に報告書に記載すること。

9 委託料の支払い方法

本事業の委託料の支払方法については、完了払いとする。

10 その他

- (1) 受託者は本業務の全部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、担当者との連絡調整を密に行うこと。また緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。
- (3) 受託者は、成果品が商標権その他第三者の権利を侵害しないことを保障すること。第三者から当該諸権利に関して侵害等を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (4) 本委託業務に基づき作成された報告書、成果品等の使用权は本市に無償で帰属する。
- (5) この仕様に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて市と受託者で協議して決定する。

11 注意事項

- (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報

報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

①契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

②暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(a) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

(b) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

(c) (a)、(b)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

①対応要領に沿った対応

(a) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(b) (a)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

②対応指針に沿った対応

上記①に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。